職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成20年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成19年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術)、資格免許職(1回目))

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	10 名程度
	環境コース	1名程度
社会	福祉コース	3名程度
福祉	心理コース	2名程度
総合化学		3名程度
獣医師		1名程度
薬剤師		1名程度
農業		1名程度
林業		1名程度
水産		1名程度
土木		7名程度
建築		1名程度
電気 (警察職員)		1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によって は合格者がない場合もある。

3 対象となる職

電気(警察職員)以外の職種にあっては知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に、電気(警察職員)に あっては警察本部に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額170,200円のほか諸手当が支給される。 なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例 第44号)第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、166,796円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 獣医師 昭和32年4月2日以降に生まれた者
 - イ 薬剤師 昭和47年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの 昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
	社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 19 条第 1 項各号に規定する社会福祉主事
(福祉コース)	としての任用資格を有する者又は平成20年3月31日までに取得する見込みの者
(心理コース)	であること。

獣医師	獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第3条の規定により獣医師に係る免許を受け
	た者又は平成 20 年 3 月 31 日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第2条の規定により薬剤師に係る免許を受け
	た者又は平成 20 年 4 月 30 日までに受ける見込みの者であること。

- (3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成20年3月31日までに該当する 見込みの者であること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者
 - (注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。
- (4) 電気(警察職員)の試験を受ける者にあっては、日本国籍を有すること。
- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目
 - ア 事務 (一般コース)

教養試験(多肢選択式・記述式)及び専門試験(多肢選択式)

イ 事務 (環境コース)

教養試験(多肢選択式・記述式)及び専門試験(記述式)

ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び記述式)

(2) 試験の期日

平成19年6月24日(日)

(3) 試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町86

国士舘大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目 28-1

- 7 第2次試験
 - (1) 試験の実施

電気(警察職員)以外の職種については鳥取県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が実施し、電気 (警察職員)については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

- (2) 試験種目
 - ア イに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験(集団討論及び個別面接)及び適性検査

イ 電気(警察職員)

論文試験、人物試験(個別面接)、適性検査及び身体検査

- (3) 試験の期日
 - ア イに掲げる職種以外のもの
 - (ア) 論文試験及び適性検査

平成19年7月29日(日)

(イ) 人物試験

平成19年8月6日(月)から同月10日(金)まで

イ 電気(警察職員)

平成19年8月28日 (火)

(4) 試験の場所

ア イに掲げる職種以外のもの

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

イ 電気(警察職員)

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成19年7月20日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

電気(警察職員)以外の職種にあっては平成19年8月28日(火)に、電気(警察職員)にあっては同年9月11日(火)に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

- (1) 電気(警察職員)以外の職種に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 電気(警察職員)に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成20年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、50(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、田野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ (とりネット) の電子申請の受付サービス (http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/) を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成19年5月11日(金)から同月29日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)なお、郵便又は信書便による申込みは、平成19年5月29日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年5月11日(金)午前0時から同月29日(火)午後12時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはった あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。